≪介護保険給付対象サービス及び食費、居住費≫

別表 1

令和８年８月１日現在の**基本料金表（概算）**です。

介護サービス費は、処遇改善加算Ⅲ･地域区分５級地を含む。

	段　階	介護サービス費	食　費	居室料	一日あたり
要介護1	第１段階	844 円	300 円	880 円	2,024 円
	第２段階		600 円	880 円	2,324 円
	第３段階①		1,030 円	1,370 円	3,244 円
	第３段階②		1,360 円	1,470 円	3,674 円
	第４段階		1,545 円	2,066 円	4,455 円
	２割負担	1,688 円	1,545 円	2,066 円	5,299 円
	３割負担	2,532 円	1,545 円	2,066 円	6,143 円
要介護2	第１段階	926 円	300 円	880 円	2,106 円
	第２段階		600 円	880 円	2,406 円
	第３段階①		1,030 円	1,370 円	3,326 円
	第３段階②		1,360 円	1,470 円	3,756 円
	第４段階		1,545 円	2,066 円	4,537 円
	２割負担	1,851 円	1,545 円	2,066 円	5,462 円
	３割負担	2,776 円	1,545 円	2,066 円	6,387 円
要介護3	第１段階	1,015 円	300 円	880 円	2,195 円
	第２段階		600 円	880 円	2,495 円
	第３段階①		1,030 円	1,370 円	3,415 円
	第３段階②		1,360 円	1,470 円	3,845 円
	第４段階		1,545 円	2,066 円	4,626 円
	２割負担	2,030 円	1,545 円	2,066 円	5,641 円
	３割負担	3,045 円	1,545 円	2,066 円	6,656 円
要介護4	第１段階	1,101 円	300 円	880 円	2,281 円
	第２段階		600 円	880 円	2,581 円
	第３段階①		1,030 円	1,370 円	3,501 円
	第３段階②		1,360 円	1,470 円	3,931 円
	第４段階		1,545 円	2,066 円	4,712 円
	２割負担	2,201 円	1,545 円	2,066 円	5,812 円
	３割負担	3,301 円	1,545 円	2,066 円	6,912 円
要介護5	第１段階	1,183 円	300 円	880 円	2,363 円
	第２段階		600 円	880 円	2,663 円
	第３段階①		1,030 円	1,370 円	3,583 円
	第３段階②		1,360 円	1,470 円	4,013 円
	第４段階		1,545 円	2,066 円	4,794 円
	２割負担	2,366 円	1,545 円	2,066 円	5,977 円
	３割負担	3,548 円	1,545 円	2,066 円	7,159 円

【第 1～4 段階について】所得に応じて、食費・居住費が減額されます。各市区町村の介護保険担当窓口にて「介護保険負担限度額認定証」の申請を行い、審査が通り、証書が発行され、施設に提示することが必要です。

≪介護保険給付対象サービス加算≫　　別表 2

令和８年８月１日現在の概算です。利用日数により若干の増減があります。

加算項目	加算料金			算定	備　考
	1 割負担	2 割負担	3 割負担		
サービス提供体制加算Ⅰ（☆ア）	27 円	53 円	79 円	日	下記いずれかの要件を満たす ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 80%以上の場合 ②勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合
サービス提供体制加算Ⅱ（☆ア）	22 円	43 円	64 円	日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 60%以上の場合
サービス提供体制加算Ⅲ（☆ア）	8 円	15 円	22 円	日	下記いずれかの要件を満たす ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 50%以上の場合 ②常勤職員が 75%以上の場合 ③勤続 7 年以上の職員が 30%以上の場合
看護体制加算Ⅰ（☆イ）	6 円	11 円	16 円	日	常勤の看護師を 1 人以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ（☆ウ）	10 円	19 円	29 円	日	常勤換算で看護職員を利用者 25 人に対して 1 人以上、かつ、基準＋1 人以上、かつ、施設又は病院等の看護職員による 24 時間の連絡体制を確保している場合
看護体制加算Ⅲ1（☆イ）	15 円	30 円	45 円	日	看護体制加算Ⅰの要件を満たし、かつ前年度又は算定日が属する月の前 3 ヶ月間の利用総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 100 分の 70 以上であること
看護体制加算Ⅳ1（☆ウ）	28 円	55 円	83 円	日	看護体制加算Ⅱの要件を満たし、かつ前年度又は算定日が属する月の前 3 ヶ月間の利用総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 100 分の 70 以上であること

夜勤職員配置加算Ⅱ(☆エ)	22 円	43 円	64 円	日	夜勤を行う職員が基準より 1 人以上上回っている場合
夜勤職員配置加算Ⅳ(☆エ)	25 円	49 円	73 円	日	夜勤を行う職員（喀痰吸引できる介護職員の配置）が基準より 1 人以上上回っている場合
機能訓練体制加算	15 円	30 円	45 円	日	常勤専従の理学療法士等を 1 人以上配置している場合
認知症専門ケア加算Ⅰ（☆オ）	4 円	7 円	10 円	日	認知症介護に関する専門的な研修修了者を利用者 20 人に対して 1 人以上配置し、認知症ケアに対する会議を定期的に実施している場合
認知症専門ケア加算Ⅱ（☆オ）	6 円	11 円	16 円	日	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を 1 人以上配置し、介護職員、看護職員ごとに研修計画を作成、実施した場合
処遇改善加算Ⅰイ（☆エ）	サービス単位数に 0.163 乗じる				
処遇改善加算Ⅰロ（☆エ）	サービス単位数に 0.176 乗じる				
処遇改善加算Ⅱイ（☆エ）	サービス単位数に 0.159 乗じる				
処遇改善加算Ⅱロ（☆エ）	サービス単位数に 0.172 乗じる				
処遇改善加算Ⅲ（☆エ）	サービス単位数に 0.136 乗じる				
処遇改善加算Ⅳ（☆エ）	サービス単位数に 0.113 乗じる				

☆ア☆イ☆ウ☆エ☆オ☆カ→すべて、いずれか一つ

◆生活機能向上連携加算Ⅰ（☆キ）	121 円	241 円	361 円	月	リハビリを行っている事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師と施設職員が共同で、個別訓練計画を作成し、ICT での動画等で状態を把握し助言した場合

◆生活機能向上連携加算Ⅱ1（☆キ）	240 円	479 円	719 円	月	リハビリを行っている事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師と施設職員が共同で、個別訓練計画を作成し、計画的に機能訓練した場合
◆生活機能向上連携加算Ⅱ2（☆キ）	121 円	241 円	361 円	月	生活機能向上連携加算Ⅱ1 の要件を満たし、かつ個別機能訓練加算を算定している場合
◆若年性認知症受入加算	144 円	287 円	431 円	日	若年性認知症者に対し、個別担当者を定め、サービス提供を行った場合
◆認知症緊急対応加算	240 円	479 円	719 円	日	認知症の症状が認められ、在宅生活困難と医師が判断し、緊急に短期入所生活介護を利用した場合（7 日間のみ）
◆個別機能訓練加算	68 円	135 円	203 円	日	下記すべてを満たす場合 ①機能訓練体制加算の要件を満たしていること ②機能訓練指導員等が「個別機能訓練計画」を作成していること ③②の計画に基づき、理学療法士等が「機能訓練」を実施していること ④機能訓練指導員が 3ヶ月ごとに 1 回以上は利用者の居宅を訪問し、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること
◆送迎加算	221 円	441 円	662 円	回	居宅と事業所の間の送迎を行った場合
◆医療連携強化加算	70 円	140 円	209 円	日	下記すべてを満たす場合 ①看護体制加算Ⅱを算定している ②看護職員による定期的な巡視を行っている ③主治医と連絡が取れない場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応を取り決めている ④急変時の医療提供の方針について、利用者から同意を得ている

◆看取り連携体制加算	77 円	154 円	231 円	日	医師が回復の見込がないと判断した利用者に対して、利用者や家族の意思を尊重して、医師、看護職員、生活相談員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員が連携を保ちながら「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った看取りをする場合（死亡日を含めて 30 日以内に 7 日を上限として算定する）
◆口腔連携強化加算	61 円	121 円	181 円	月	施設職員が口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1 月に 1 回に限り算定する
◆在宅中重度者受入加算 1（☆ク）	505 円	1,009 円	1,513 円	日	「ショートステイを利用している中重度者が、自宅で訪問看護サービスを利用していた場合に、該当訪問看護事業所の看護職員がショートステイ先を訪問し、健康管理等が実施された場合で」（※1）、なおかつ看護体制加算Ⅰ又はⅢのどちらか１つを算定している場合
◆在宅中重度者受入加算 2（☆ク）	500 円	1,000 円	1,500 円	日	（※1）の条件を満たし、なおかつ看護体制加算Ⅱ又はⅣのどちらか１つを算定している場合
◆在宅中重度者受入加算 3（☆ク）	495 円	990 円	1,485 円	日	（※1）の条件を満たし、なおかつ看護体制加算（ⅠとⅡ）または（ⅢとⅣ）いずれかの加算も算定している場合
◆在宅中重度者受入加算 4（☆ク）	510 円	1,019 円	1,529 円	日	（※1）の条件を満たし、なおかつ看護体制加算を算定していない場合

◆緊急短期入所受入加算	108 円	216 円	323 円	日	居宅サービス計画外に、緊急に短期入所生活介護を利用した場合（7 日（やむを得ない事情の場合は 14 日）を限度）
◆長期利用者提供減算（☆ケ）	-36 円	-72 円	-108 円	日	連続して 30 日以上短期入所生活介護を利用した場合 31 日目 60 日まで減算
◆連続 61 日以上減算（☆ケ）	-38 円（-42 円）	-76 円（-83 円）	-114 円（-124 円）	日	連続して 60 日以上短期入所生活介護を利用した場合 61 日目から減算（要介護 1 の場合）
◆療養食加算	10 円	19 円	29 円	食	療養食を提供した場合

◆→対象者のみ

☆キ☆ク☆ケ→いずれか一つ

【地域区分について】

地域区分 5 級地　　1 単位　→　10.55 円　利用負担額はうち 1～3 割。